

松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会の会議結果報告

1.会議名	第2回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会
2.開催日時	平成30年12月26日(水)午後2時～午後4時
3.開催場所	飯南コミュニティセンター 2階会議室
4.出席者氏名	(委員) ◎岩崎恭彦、小山利郎、瀧本和彦、瀧本泰介、岡田るみ子、 平野克江 (◎印は委員長) (事務局) 環境生活部 吉田部長 環境生活部飯南・飯高環境事務所 竹内所長、金谷主査、中西主査 環境生活部環境課 鈴木係長
5.公開及び非公開	公開
6.傍聴者	0人
7.担当	松阪市環境生活部 飯南・飯高環境事務所 TEL 0598-32-2512 FAX 0598-32-2557 E-mail iikankyou@city.matsusaka.mie.jp

<事項>

1.委員長あいさつ

2.報告事項

- ・前回の内容確認について

3.協議事項

- ・飯南・飯高管内浄化槽事業の今後の方向性について

4.その他

会議録 別紙

第2回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会議事録

1.開催日時：平成30年12月26日（水）午後2時～午後4時

2.開催場所：飯南コミュニティセンター 2階会議室

3.出席者

出席委員：◎岩崎恭彦、小山利郎、瀧本和彦、瀧本泰介、岡田るみ子、
平野克江（◎印は委員長）

事務局：環境生活部 吉田部長
環境生活部飯南・飯高環境事務所 竹内所長、金谷主査、中西主査
環境生活部環境課 鈴木係長

4.内容

(1) 委員長あいさつ

(2) 報告事項

- ・前回の内容確認について
会議結果報告の確認
第1回検討委員会での意見及び質問について
—事務局から資料にて説明—

(3) 協議事項

- ・飯南・飯高管内浄化槽事業の今後の方向性について
—事務局から資料にて説明—

<委員からの意見及び質問について>

【委員長】

ただ今、浄化槽事業の今後の方向性ということで市としての考えの提示がありました。これに対し、委員の皆様からご意見をいただくのが、今回の協議事項です。今日の時点では、まだ結論を取りまとめる段階ではなく、次回の委員会で、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえた内容を入れ、中間報告の素案として取りまとめるというスケジュールです。本日は、市としての提案に対して疑問等ございましたら解消していただき、次回、中間報告に向けた方向性の取りまとめをして今年度の検討委員会を終了するという見通しになっています。

来年度の検討委員会ですが、委員の皆様からご要望がございましたら、中間報告の案をもとに、広く市民の皆様のご意見をいただくような市民意見聴取会（仮）を開催して、そのうえで委員の皆様から再度ご協議いただき、最後の6回目で答申の取りまとめをしたいというのが事務局案です。

今回は自由にご発言、ご質問をいただいて疑問を解消していただき、そのうえで、次回

に向けて、中間報告の素案の取りまとめをしていきたいというように思っています。

方向性として A 案、B 案、C 案が提示されました。本日はこの 3 案を前提に協議していただくこととなりますが、設置と管理の組み合わせで 3 つの提案をいただいています。今回は、「設置」、「管理」、「方策案」の 3 点について、それぞれにご意見をいただいて、進めていくということよろしいですか。

【委員】

資料の「浄化槽の使用料と管理費の比較」で、収入に対して支出が多く、769 万円の差額について、その分を市の財政から支出されているということですが、私が以前、勤めていたところでは、業者が頻繁に変わるのでどうしてかと聞くと、入札で安いところが委託されるということでした。浄化槽についても、もっと、点検費用などを安くすれば、市の負担も少なくなるし、使用者にとっても良いのではないかと思うのですが。

【事務局】

浄化槽の管理については合理化協定に基づいて行っています。これは、旧町の時から行っているものですが、飯南・飯高管内では、地元の事業所と合理化協定を結び、浄化槽の点検や清掃、修繕などの管理を委託しています。

その理由としては、事業所としては協定を結ぶことにより、安定した事業展開ができ、地域としても、管内で浄化槽の管理ができる事業所がなくなったら大変困ることになるためです。

松阪市では、飯南・飯高管内以外の地域でもそれぞれに合理化協定を締結しており、地域の事業所と協定を結んでいます。

【委員】

設置に対しては、松阪市の合併から 12～13 年が経ち、事業を統一していく面からは、個人設置型に統一してもいいのかとも思うのですが、管理について一番大事なことは、「川上から水をきれいにしよう」ということで、この事業が始まっていると思います。

もし、個人管理になると、先ほど説明がありましたが、管理経費がこんなに高くは、年金暮らしの人では、管理をしなくなるのではないかと思います。そうすると、きれいな水にするために設置したのに、汚れた水が放出されるのではという懸念を私は常に持っています。今、5 人槽の使用料で 4,320 円を納めるがやっとの状態です。もし、個人管理になるとしたら、おそらく放置され、水が汚くなるのではないかという思いがします。

今、松阪市で個人管理をされている家庭が、「どの程度の管理をされているのか」「徹底的に管理されているのか」、そのあたりの資料もいただきたいと思います。その結果を踏まえて、例えば、60%や 70%しか管理が行き届いていない結果であれば、それも考えながら、飯南・飯高管内の管理についても議論していくことが必要ではないかと思います。個人管理になるとおそらく、十分な管理はできないだろうと思います。せっかくきれいにするために設置した浄化槽なのに、管理がおろそかになり、逆に汚れるのではないかという

懸念をします。

【委員】

「設置について」は、C案に事業の採択要件というものがあり、年間で10基以上の新規設置をクリアできないと事業がストップしてしまうということになります。年間10基という条件を今のところはクリアし続けていますが、背景の説明でもあったように、この先、年間10基の要件をずっとクリアし続けるのは、なかなか難しくなってくるのではないかとあります。A案、B案については終了年限を定めて、それに向けて積極的に周知を図り、この期間までに転換を促進していこうということで、A案とB案が提案されています。このように理解してよろしいですか。

【事務局】

本来なら「年間20基の設置」が採択要件となっていますが、平成29年度までは、松阪市のように既に100基以上を設置している市町村においては「年間10基以上の設置」というのが採択要件となっていました。しかしながら、採択要件をクリアできずに事業を取りやめる市町村が多数出てきており、平成30年度の改正で、特例として、「100基以上を既に設置している市町村においてはこの限りではない。」ということに改正されました。

【委員】

先ほど、説明があったように、1基以上あれば継続できる可能性があるということならば、急いで結論を出さなくてもいいのではないかとありますが。

【事務局】

方向性を考えるときの背景等でも説明をさせていただきましたが、人口減少や合併時の普通交付税の減額、市の公共施設の総延床面積の8割が築20年を超えているなど、松阪市には多くの課題があります。このような状況の中、安定した市政運営と質の高い行政サービスを実現するため、また、将来世代への負担軽減や市民負担の公平性も考慮して、今、すべての事務や事業の見直しをしているところです。必要なサービスの「選択と集中」を行い、「効率的で効果的に」事業を提供していくことが必要となってきています。こうしたこともあり、採択要件以下になっても事業を実施していくのかどうかについては、ご検討をいただければと思います。

【委員長】

検討する背景の一つとして、一般財源からの繰り入れがかなりあるということ、もう一つは、事業の採択要件をどう考えていくのかについても検討課題となっています。いくつかの背景の中でどうしていくのかということだと思しますので、多角的な角度からご意見ご発言をいただければと思います。

【委員】

個人設置型の経費というのは、「例えば、本体と工事費で100万円の自己負担があり、それから、年間の管理経費がある。正直にやれば、この経費に年間で5万円がかかる。」ということですが、清掃に3万円かかっているということだと、清掃を年1回ごとの実施をしなければ経費を抑えられるということですか。

【事務局】

清掃については、浄化槽法で、年1回の清掃をすることと決められています。「浄化槽・重要な4つの義務」というパンフレットにもありますが、清掃についても義務づけられています。清掃というのは、浄化槽内にたまった汚泥などの抜き出しをすることで、浄化槽の中身をくみとり、機器類の洗浄を行うものです。

【委員】

私が心配しているのは、今は市が1年に1回くみとりをしているが、個人管理になったら、1回に3万円以上かかるので、それを怠る家庭が出てくるのではないかとことです。

しっかりと管理をされないと浄化槽が汚れますので、汚れたままの排水が川に流れるということになります。個人管理になると、「1回の清掃で3万円以上もかかるのであれば、1年飛ばしてもいいのでは。」ということになり、浄化槽が汚れてしまう。私の一番の懸念がそこです。それを個人管理になっても、毎年、守ってくればいいのですが、なかなかそれができないのではないかと思います。

【事務局】

法定検査を受けていただいたときに、「浄化槽がしっかり管理をされているのか。」ということを検査されます。この法定検査は、三重県水質管理センターが、毎年、浄化槽を設置されている世帯にハガキを出し、各ご家庭へ検査にお伺いするものです。

【委員】

資料を見てみると、法定検査の実施率は、けっこう低いですね。そんなことでいいのですか。法定検査にも料金はかかりますか。

【事務局】

資料にもありますが、法定検査の実施率は低いというのが現状です。法定検査を受けていただくように啓発はしており、三重県水質管理センターからも、実施されていない家庭に通知を送って努力はしているのですが、なかなか実施していただけないのが現状です。法定検査の料金は3,800円です。法定検査では、水質検査と清掃の状況や、保守点検の状況も確認されますので、法定検査で合格するということは、水質も良好であるということになります。もし、不備がある場合は、県から指導があります。

【委員】

市町村整備事業のパンフレットで設置するにあたり、申請者が公費に対して自己負担をする経費があげられています。個人設置型に転換した場合は、本体と工事費で100万円くらいが自己負担になるということだったんですが、市町村整備型の場合には自己負担として生じる費用はどれくらいですか。

【事務局】

市町村整備型の自己負担に関しましては、浄化槽本体と流入管、流失管のそれぞれ1メートルまでが市の工事部分になりますが、市の工事部分に関しては、専用住宅で標準仕様の浄化槽であれば工事分担金はかかりません。

なお、浄化槽を駐車場として使用する場合は、車がその上に乗るため、耐圧仕様としております。また、浄化槽を排水路より低いところに設置する場合は、放流ポンプが必要になります。こうした場合は、工事費のオプション部分の10%が申請者の工事分担金となります。店舗、事務所や作業所につきましては、人槽により工事費全体の10%~20%の工事分担金を徴収しております。

市町村設置型では、トイレの設置や宅内配管、排水等の工事費については自己負担となりますので、自己負担部分の費用に関しては、市は把握していません。

なお、個人設置型の浄化槽補助金については、場合にもよりますが、申請時の経費に宅内配管、単独処理浄化槽の撤去費等の費用も含まれています。

【委員】

個人設置型浄化槽の費用についての資料がありますが、「最小値」と「最大値」について教えていただきたいと思います。住民の方が一番気になるのは、浄化槽設置にどれくらいかかるか、また、年間の管理費はどれくらいなのかということだと思います。

【事務局】

個人設置型浄化槽の最小値については、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に入れ替えるだけの工事では配管等もあまり変えなくてもいいため、経費もあまりかからないということです。個人設置型では補助金の申請時に工事費の内訳を提出されますが、浄化槽の設置と配管工事費を分けて記載してあるものや、合算して記載したものなど内訳の書き方が様々です。このため参考として、別途、Web上で調べた浄化槽本体価格をあげさせていただきました。

【委員】

住民の方が一番気になるのは、「浄化槽設置にどれくらいかかるのか。」、また、「年間の管理経費はどれくらいかかるのか。」ということだと思います。築20年~30年を超えた家屋が多く、高齢者のみの世帯も多いと仮定すると、一体どれくらい経費がかかるのかを

分かりやすく示してあげた方がいいと思います。

【委員】

いくつかの工事のモデルケースのようなものを作って、「こういうタイプのお宅の場合にはこれくらいの費用がかかります。」とかはできますか。

【委員】

私も相談を受けたことがあります、「見積もりが40万円だったのが80万円を請求された。」とのことで、私が電話をしたら、20万円安くしてもらったということです。こうした例もあり、行政ではモデルケースを作るのは無理かと思います。いろいろなパターンがありますので、自己負担の部分は、個人で契約して、業者から見積もりを出してもらわなければ分からないと思います。

いずれにしても、浄化槽のあり方については、我々が考えていかなければならないと思います。特に、管理については、市民からも意見が出ると思います。例えば、空き家になっても、月に2回くらいは帰ってくるという場合は、使用料は払わなくては行けないのですか。

【事務局】

公共下水道の場合であれば、「使わなくなったらすぐに休止して、必要となったらまた使えるようにする。」ということができそうですが、浄化槽は汚水を分解するための菌が生きていますので、常時、運転をしていなければ、機能がうまく働かないことになります。このため、月2日くらいしか使わないような別荘的な使い方をしている場合も、通常通りの管理は必要であるため、浄化槽使用料も徴収します。もし、完全に空き家になる場合は、休止の申請を出していただければ、市で全部、汚水を抜き取り、水を張るという作業を行います。

休止をする場合は、抜き取り作業に多額の経費がかかりますので、「毎年、夏の2か月だけ使用料を払って使い、後は使わないので休止にしておいてください。」ということは、使用料と経費の面でみると難しいことだと思います。

上記のような例もありますので、売買などで家の所有者が変わった場合、市町村整備型の制度を理解されない方もおられます。このような場合は、個人で管理をしていただく方が良いのではないかと思います。

【委員長】

設置に関してのご意見をいただきました。少しまとめてみたいと思います。まず、市の一般財源からの繰入金が多いくらいあるのかに関しては提示があったところですが、個人設置型に転換したときに、住民の方々にどれくらいの負担をお願いすることになるのか、それが、これまでの市町村設置型とどう変わってくるのかということについて、少し、議論の材料が乏しいということだと思います。

また、事業の採択要件になっている部分が、10基から1基ということでしたが、これが恒久的に続くと期待できるのか、それとも単年度とか時限的なもので、そんなに長い間期待できるものではないのか、そういった所も県に照会をかけていただいて、提供していただく必要があるのかと思います。

【委員】

管理については、何とか安くならないかということで、先ほど質問をさせていただきました。合理化協定書が旧町の制度から引き継いでいるとのことですが、協定書の期限はあるのですか。

【事務局】

合理化協定につきましては、協定に基づいて、「合理化事業計画」というものが定められており、現在は、平成23年度から平成32年度までの10年計画となっています。

【委員】

協定書があるというものの、業者さんにもご理解を願ってもう少し安くならないのかと思います。今後、ますます過疎化、高齢化が進んでいく中で、少しでも負担を減らしていけたらという思いがあるものですから。

【委員】

確かに合併処理浄化槽の管理には経費がかかっていますが、私たち市民から見たら、大阪市内の公共下水道の管理もずいぶん経費がかかっているのではないかと思います。それと比較すると、この金額は微々たるものかと思います。浄化槽の管理に市からの繰入金7,000万円ほど入ってきていますが、公共下水道事業は、もっと経費がかかっていると思います。次回、その資料をいただき、それも比較して話をしていきたいと思います。

また、飯南・飯高管内は、人口が減少してくるので、管理経費もいらなくなってくるのではないかと思います。

【委員長】

「事業当初に導入した古くなった浄化槽が傷んでくると、その修繕費が今後ますます大きくなっていくのではないか。そうすると、その部分を使用料に反映させる必要が出てくるのではないか。」というのが、提案の「B案、C案」の背景にあると思います。

【委員】

市民から見たら、「自分の家の浄化槽はもう古いから、個人ではとても管理ができない。」ということになります。意見聴取会（仮）をすると、市民からはそういった意見が出てくると思います。

【委員】

私もそうだと思います。単独処理浄化槽を合併処理浄化槽にしたときには、毎月の月額使用料が単独の時より高くなったから、「失敗してしまったかな。」と思ったけど、今となっては、故障したときには、業者に連絡したら、すぐに来てくれて部品を交換してくれます。それを支払わなくてもいいから、「良かった」と思います。

これが良かったと思うのか、個人で支払いをしていたら、こういった問題にもならなかったのかは分かりませんが、今から、個人管理になって、10年、20年と経っていけば、もっと不具合のところが出てきたときに、市から放り出されるとしたら、「どうしようかな。」と思います。

【事務局】

機器類は、7年から15年くらいで順次、交換をしていくので、20年から30年経った浄化槽でも、新しい機器が交換されてきているのもあるのかと思います。個人管理になった場合には、故障した場合には個人で直していただかなければならないのですが、収支のバランスを考えたときに、今後もこの事業を継続していくとなれば、使用料の引き上げを検討していくことも課題の1つになると考えられます。

【委員長】

委員の皆様からのご要望が多かったら、意見聴取会をやっていくという方向でよろしいですか。

【委員】

我々だけで結論を出すよりも、意見聴取会でいろいろな意見を出してもらった方がいいと思います。

—委員賛成—

【事務局】

来年度の日程については、年間スケジュールを決めていただいて、それを基本として委員会を進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。そのあたりも、次回の委員会でお話しいただければと思います。

【委員長】

来年度の大まかな年間スケジュールと意見聴取会については、次回の委員会でご検討いただきたいと思います。意見聴取会の催し方についても、ぜひアイデアを出していただいて、検討ができればと思いますので、次回の議題に加えておいてください。

【事務局】

意見聴取会については、委員の皆様にもご参加をいただきたいと思います。開催は1度だけとし、検討委員会の中の1つとしてお願いできればと思います。次回でスケジュール等が決まりましたら、飯南・飯高それぞれ、年度初めの自治会長会議等の席上で、皆様に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】

管理については、個人に譲渡していくタイミングをどの時期に定めていくかということで、「A案」と「B案、C案」の大きく2つに分かれています。「B案、C案」にしても、いつまでもということではなく、最終的には個人に譲渡していくことも考えながら、事業を継続していくということです。

また、費用負担で、使用料引き上げの必要性が生じてくる場合があるとのことですので、「どの範囲で検討する必要があるのか。」ということも、分かるような形で検討いただければと思います。

「修繕費を使用料に反映させるのか。」「減免についても使用料に反映させていくのか。」とか、いくつかの考え方はあると思います。どの範囲で引き上げを検討する余地があるのかについても、議論の一つの材料になるのかなと思いますので、整理をしていただくといいのかと思います。

個人に転換していただくときに生じる法定検査とか清掃を含めた法的な責任をどのように徹底していくのかについて、ご発言をいただきました。また、負担の軽減を同時に検討していく必要があるのではないかというご意見がありましたので、もし、次回までに整理をしていただけることがありましたら、ご提示いただきたいと思います。

次の方策案についても関わりますが、使用者にどのようにして管理、メンテナンスを徹底していただくかは、個人への転換が可能かどうかを考えるときの重要な部分だと思います。先ほどの意見では、「覚書を交わすことで、それが確保できるのか。」ということについても、大きい疑問だと思います。責任の徹底の仕方について、可能であれば、さらなるご提案をいただければと思います。

【委員長】

方策案についてもお覧をいただいて、ご意見をいただければと思います。方策案①では、アンケート調査をしたところ、「設置したい」という意見もあるにはあるけれども、「条件次第で検討する」というご意見も多かったので、設置を進めていくにあたっては起爆剤が必要ではないかということです。周知期間とか終了年限を設定して、その期間に集中的に、広報をし、転換を進めていただくということです。

方策案②では、個人へ転換する場合に、機器などのトラブルなどが発生することが予想されるということで、そこを解消するような方策をとりましょうということです。

方策案③では、先ほど委員からもご発言があったところですが、法定検査、保守点検、清掃等について、きちんと責任をもってやっていただくことの促し方についてご提案いただ

いたところでは。

これに限らずに、こうした方策も今後必要ではないかとか、あるいは①から③までの方策について、さらにこうした改善がありうるのではないかといったご提案があればいただきたいと思います。

【委員】

可能であれば、設置事業の周知期間が3年ということならば、すべて完了で何年までとか、全体のスケジュールが見えているほうが良いのではないのでしょうか。

【事務局】

A案に関しては、次回の委員会で終了年度のわかるようなスケジュール表を作成させていただきたいと思います。未設置世帯へのアンケート調査は、未設置者の考えを知るためには有効だったと思います。設置を希望される世帯が少なかったということは、設置に関しては、終了年度を決めて、その間に事業の促進をさせていただいた方が良いのではないかと思います。

この事業が終了して個人設置型に統一されても、浄化槽補助金は受けることができます。また、この事業の最終期限が決まれば、今、設置を考えておられる家庭も、一層、真剣に設置を考えていただけるのかと思います。

【委員長】

周知期間に対して具体的にイメージすることと、その先にある事業の終了年限についても、できれば明確にして、中間報告の草案とした方が、住民の方への理解も広まると思います。それまでに町内の方でも協議を進めていただいて中間報告をまとめていけるようお願いしたいと思います。

【委員】

法定検査と定期点検をしなかった場合は、法的な処分はありますか。

【事務局】

次回の委員会でご提示させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

【委員長】

ひと通り、本日の協議事項については、ご意見を賜りました。それでは、本日の協議は終了させていただいて、事務局に進行をお返ししたいと思います。

【事務局】

次回開催日は、平成31年2月12日（火）午前10時から飯南コミュニティセンター 2階会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、これで第

2 回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会を終了させていただきます。